

## 第14回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 令和5年3月22日（水）  
時 間 午後13時30分～午後15時00分  
場 所 ラピタウェディングパレス 寿輝の間

### ～会議録～

#### ○事務局（安食部長）

それでは、定刻になりましたので、第14回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。初めに、会長であります出雲市長飯塚俊之が御挨拶申し上げます。

#### ○会長（飯塚市長）

それでは、開会に当たり御挨拶申し上げます。それと、ちょっと私、花粉症気味でございまして、先週末からぐずぐずして、ちょっと声がこんな感じで聞き取りにくいこともあろうかと思えますけども、どうか御容赦いただきたいというふうに思います。できるだけクリアにお話ししたいと思しますので、よろしく願いいたします。

本日、第14回の出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、前回は昨年6月の会議でございましたが、この会議では関係自治体や県議会などの意見などを踏まえ、県知事が島根原発2号機等の再稼働を容認する旨を表明されたこと、またその判断を踏まえ、改めて国、県、及び中国電力への要請事項を付して、本市の意見を提出したことなどについて御報告をさせていただきました。本日の議題はお手元の資料にあるとおりでございますが、中国電力から島根原発2号機等の審査状況のほか、1号機の廃止措置を含む発電所全体の状況について説明していただ

くこととしております。中国電力におかれましては、できるだけ分かりやすく説明いただきますようお願いをいたします。

さて、今月初旬から市内全戸を対象に地区別の広域避難訓練パンフレットを配布しております。資料の中にあるかと思えますけども、現時点でほぼ全ての御家庭のほうにお配りさせていただいているような状況になっているものと思っております。発送は既にさせていただいております。このパンフレット、万が一のときについて行動できるよう、原子力災害の特徴や避難の手順等をあらかじめ御確認いただきたいというふうに思っておりますので、どうぞお手元に置いていただければというふうに思います。市では、今後も各地区の防災出前講座等、広域避難計画について説明させていただき、市民の皆様理解を深めていただくことで広域避難計画の実効性を更に高めていきたいというふうに考えております。

本日は限られた時間ではありますが、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただくことをお願いし、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局（安食部長）

それでは、議題に入ります前に、委員の皆様の交代について御報告をさせていただきます。

お手元の委員名簿を御覧いただきたいと思えます。

名簿番号6番、JAしまね斐川地区本部の伊勢雅和様でございます。

○委員（伊勢委員）

よろしく申し上げます。

○事務局（安食部長）

続きまして、28番、出雲市民生委員児童委員協議会の安食一成様でございます。

○委員（安食委員）

よろしく申し上げます。

○事務局（安食部長）

続きまして、29番、出雲市青年会議所の江角彰則様でございます。江角様は後ほど御到着されると思いますので、よろしく申し上げます。

以上の3名の方に前回会議以降、新たに就任いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。また34番、第3号委員として昨年7月1日付けで井上副市長が就任しておりますので、一言御挨拶させていただきます。

○委員（井上副市長）

ただいま御紹介いただきました副市長の井上でございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より各所において様々な御尽力をいただいておりますことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

私、7月に就任いたしました。防災安全部担当ということでこの安全対策議会には本日から参加させていただきます。先ほど市長からもありましたように、広域避難計画の実効性の向上ですとか、分かりやすい情報の発信に引き続き努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（安食部長）

それでは会議に入らせていただきます。

会議の進行は会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○会長（飯塚市長）

それでは会議のほうを進めさせていただきます。

次第3の（1）島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について、島根県原子力環境センターから説明をお願いいたします。

○島根県原子力環境センター（松尾センター長）

島根県原子力環境センター長の松尾と申します。御案内がありまして、着席させて御説明をさせていただきます。

島根県におきましては、中国電力、松江市及び島根県で締結しております安全協定

に基づいて島根原発の周辺で放射線等の調査を行っております。本日は資料1によりまして、島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について評価が確定し、公表している直近の1年間、令和3年10月から令和4年9月までの結果を御説明申し上げます。

結果説明の前に、そもそもどういった項目について調査を行っているかということをし説明させていただきます。大まかに調査は二つの項目がございまして、一つは放射線関係、もう一つは温排水の関係、具体的には排水の温度を測っている。そういった二つの項目の調査を行っております。放射線関係については更に二つに分けられ、空間の放射線量率測定と、環境試料中にどのぐらいの放射能があるか試料を採取して分析するという二つの項目があります。

お手元資料1の9ページを御覧いただきますと、地図が載っておりますけれども、島根原発から30キロ圏内の黒丸白塗り数字のある24か所にモニタリングポストを設置し、24時間連続測定を行っております。なお、現在は松江市役所建て替え工事に伴いまして、測定休止中の8番の末次というところを除く23の監視地点で実施しております。その結果につきましては、速報値ということで県のホームページでもリアルタイムで公表をしておりますし、出雲市で言うと22番の出雲市役所にモニタリングポストを設置しておりますが、実際にポストのところに行っていただきますと、正に今の放射線量率がどのくらいかというのをリアルタイムで表示もしておりますので、現場でも確認することができます。

それから、7ページを御覧いただきますと、これはどこで環境試料を採取して、その中の放射能を測っているかを示していますが、発電所を中心に7キロメートルぐらいの点線の範囲がありますが、おおむねその範囲内で試料を採取して原子力環境センターに持ち帰って分析を行っております。具体的には、左に凡例を示していますが、①は浮遊塵で大気中のちりを採取したもの、②は池の水や水道原水、③から⑧が農畜産物で、農家等から買い上げたりして分析しています。それから、⑨から⑯番が海産生

物で発電所の前面の海域等で採取して分析をしています。また、A、Bは松葉と陸上の土で、C、Dは海水と海底の土、こうしたものも採取して分析をしています。

なお、海域の採取地点については次のページ、8ページに拡大図を載せておりますが、発電所の前面の幾つかのポイントで海産生物や海水、海底土を採取しています。

次に6ページに戻って御覧をいただきますと、温排水関係の調査になります。島根原発はちょうど各図の真ん中下のところの部分に放出口がございますけれども、発電所の沖合おおむね6キロメートルぐらいまでの範囲にポイントを設定して、このページでは平面的にしかポイントは見えませんが、表層から海底まで水深ごとに水温を計測して温排水による影響を調査しています。

それでは、調査結果の説明に入りますが、一番前に戻って1ページを御覧ください。結果の概要ということで、島根原発による影響がなかったかということをもとめてあります。

まず1の(1)の空間放射線の詳細につきましては、資料の3ページ、4ページを御覧いただきますと、令和3年10月から令和4年9月までの間の各地点の月の平均値と最大値、最小値を示しています。4ページに出雲のモニタリングポスト22番出雲とありますが、こちらのグラフがありますので、それを御覧いただきたいと思います。赤丸が月の平均値ですが、31から34nGy/hの範囲でほとんど変動がございません。

各月の線の下端が最低値ですが、グラフだとちょっと分かりにくいですが、25から28です。線の上端が最高値ですが、低い月で55、高い月は7月に102という一番高い値が出ています。ここでグラフの中段のところに点線がありますが、これが平常の変動幅の上限で、令和3年度は63、令和4年度は60です。これを超えたのが2月、3月、7月、8月とありましたが、気象条件あるいは現地の画像等を確認しまして、いずれも降水、降雪等によるものと確認しました。雨や雪が降るとなぜ空間放射線量が増えるのかというようなことを疑問に思う方もあるかと思いますが、一

般に大気中を漂っている天然放射性物質が雨などと一緒に地上に降ってくるということがあり、それによりまして、一時的に値が高くなるということがあります。ただし、時間とともにそれは消失していき、元の値に戻っていきます。

出雲以外の状況についても同様の傾向であり、以上によりまして1ページにありますように、空間放射線につきましては島根原子力発電所による影響は認められなかったということで評価をしております。

次に、(2)の環境試料中の放射能についてです。これにつきましては、5ページに結果を載せていますけれども、各試料に含まれる放射性物質の種類と量を測定し、放射性物質の環境中の蓄積状況を確認した結果です。表の中にNDと書いてありますが、NDというのは検出下限値以下ということで、要は測定をしても検出されなかったということです。この表の一番上の段の左から3列目にある対象ガンマ線放射性核種の説明で、セシウム以外のものについての記述がございます。セシウム以外につきましては、いずれも検出をされておられません。数字が出ているところは検出されたところでございますが、セシウム-137で言うと、海水、海産生物のかさご、さざえの内蔵、あらめ、わかめ、陸土で検出されていますが、これらはいずれも微量で、原因としましては、過去の大気圏内核実験で降下してきたものが残存していて今回検出されたものと評価しています。それから、ヨウ素-131については、いずれも検出されていません。ヨウ素-131は半減期が非常に短いので残存せず検出されませんが、セシウム-137は半減期が約30年と長いのでまだ残存しており検出されるということです。それ以外の核種として、その右のトリチウムについてはセシウム-137同様、過去の大気圏内核実験によるもののほか、自然界で宇宙放射線により生成するものもあり、微量を検出しております。一番右のストロンチウム90でも幾つかの試料で数字が出ておりますが、これについてもセシウム-137同様、過去の大気圏内核実験による微量の放射能を検出しました。

以上によりまして、1ページにありますとおり、環境試料中の放射能につきまして

は、いずれも島根原子力発電所による影響は認められなかったという評価をしてございます。

次に、2の温排水の調査結果でございます。期間中、島根原発におきましては、原子炉の稼働に伴う温排水の放出はありませんが、発電所周辺の海域における水温分布の調査を引き続き実施しているものです。

この結果につきましては、6ページに掲載しております。ここに発電所の前面海域表層の結果を八つの平面図で載せておりますが、一番上の左右二つが令和3年11月に調査したもの、その下二つが令和4年3月、その下二つが令和2年5月、一番下二つが令和4年9月に調査したものです。なお、左側が午前中、右側が午後、一日2回調査した結果になります。それぞれの図の右上のところに基準水温が書いてあります。例えば、一番上左の令和3年11月17日に調査したものでいきますと、基準水温は20.7度ですが、この基準水温というのは温排水の影響を受けないだろうという少し沖合の水温を基準としておりまして、それと比べて高くなっているところがあるかないかというところを結果として図に示しています。なお、ページ右上の凡例にありますように、基準水温より1度高い水域は薄いグレーの色を付け、2度高いともう少し濃いグレーの色を付けることとしていますが、いずれの図でもそういった海域はほとんどありません。しかし、お配りしている資料ではやや見にくいのでありますが、下から2番目右の図の右下辺りに小さい字になりますが、御津というところがございます。そこに若干色が付いており、基準水温より1度高いところがありますが、発電所はもう少し西側に位置しますので、発電所の温排水の放出口とはかなり離れております。これは温排水の影響ではなく自然現象によるものと考えられます。したがって、1ページにありますとおり、温排水に起因する特異な状況は認められなかったということで評価をしております。

そういたしますと、調査の結果の説明は以上でございます。

○会長（飯塚市長）

ありがとうございました。先ほどの説明に対しまして、質問等ある方はお願いいたします。

○委員（有田委員）

有田ですけど、こういった報告は過去にもいただいたように思いますが、今改めて思うと、現在、原発は稼働してないですね。そういう中でこの調査は当然必要だと思います。稼働したときの差というのを見る必要があると思うのですが、それだけでなく今の中で過去の実験等で浮遊していたものが確認されているというデータもあったかもしれませんけども、そうでなくて核分裂を起こしたという特有の放射線がありますよね。そういったものが多少検出されるというのはどういう理由なのかちょっと教えてください。

○島根県原子力環境センター（松尾センター長）

最後のところが聞こえませんでした。

○委員（有田委員）

そういう核分裂を起こしたときに生じる特別のそのうちの一つ、セシウムにしてもありますよね。そういったものが多少検出されるのですかね、多少は。

○島根県原子力環境センター（松尾センター長）

はい。

○委員（有田委員）

それはどこから出ているのか、というのを。

○島根県原子力環境センター（松尾センター長）

ありがとうございます。今、説明をしてはおりますが、大気圏内核実験というのは1950年代から60年代にかけて行われておりますけれども、今の放射性物質に関しましては半減期というのが10年単位、非常に長い期間残るものということがございまして、それでその実験の残ったものというのが今にも影響が残っているということになっています。先ほど、ヨウ素がございましたけども、それは半減期が非常に短

いので、これは消失しているというようなことで確認をしておるところです。

○委員（有田委員）

私はお返事の中で出てくるかなとちょっと思ったのですが、使用済み核燃料は原子力発電所の中に保管しているんですよね。使用済みの核燃料は今、引き続き崩壊していることは事実ですよね。そういった崩壊時にいろんなエネルギーが、放射性物質が出ているのかなというのを思ったんですけど、そういうことは余り懸念しなくてもいいということでしょうか。

○島根県原子力環境センター（松尾センター長）

中国電力さんのほうがそういったところを詳しいかもしれませんが、一応そういった物質に関して発電所内で管理をされておりまして、放出されているかどうか、それら放射性廃棄物になるものについても調査をされて外部に漏れてないというところは確認されているということかと思います。

○会長（飯塚市長）

ほかの委員の皆様方ございませんか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続きまして次第の第3の（2）の島根原子力発電所の取組状況について中国電力の島根原子力本部からの説明をお願いします。

○中国電力株式会社島根原子力本部（北野本部長）

中国電力の北野でございます。ひと言、御挨拶をまず申し上げます。出雲市原子力発電所環境安全対策協議会の皆様におかれましては、平素から当社の事業に御理解とご高配を賜っております。厚く御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、貴重なお時間をちょうだいしますことに関しましても重ねて御礼を申し上げます。

まず、始めに島根の2号機でございますけれども、昨年12月23日に原子炉設置変更許可を踏まえた工事計画、詳細設計の工事計画の7回目の補正申請書を提出いたしました。これは詳細設計に係る強度計算であったり、あるいは地震に関する耐震の

計算書、こういったものの一部につきまして、最終的に取りまとめて一通り提出したものでございます。これによりまして、工事計画につきましては一通りの資料の提出が終わり、現在も審査を受けているところでございますが、原子炉の再稼働におきましては、この詳細設計と工事計画だけではなくて、運用マニュアル、そういったものをつかさどる保安規定の認可も必要でございますが、私どもこれらに対しては遅滞なく適切に対応してまいりますとともに、3号機も含めました我々ども安全対策工事につきまして、引き続き皆様に丁寧にしっかりと説明してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをします。

そのような中、既に御承知の方も多いと思っておりますけれども、当社は電気料金の見直しということで、昨年11月25日に経済産業大臣に規制料金の値上げの申請を行っております。幅広い分野で物価高騰が相次ぐ中、大変心苦しいところではございますけれども、低圧の規制料金につきまして、これまで値上げをしていませんでしたが、これについては約3割の値上げになっております。ほとんどが燃料代の反映でございますけれども、大変皆様に御迷惑、御心配をおかけしておりますが、皆様に安定した電気を送るための必要な苦渋の決断でございますが、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、昨年12月以降、公正取引委員会からカルテル等に関する疑いの御指摘、あるいは電力・ガス取引監視等委員会のほうからお客様情報の閲覧に関する報告聴取という事案を受けているところでございます。この件につきましても、大変皆さんに御心配をおかけしますことを改めてこの場を借りてお詫びを申し上げます。

最後になりますけれども、当社の事業、とりわけ島根原子力発電所の運営につきましては、地域の皆様からの信頼があってこそ成り立つということを改めて肝に銘じまして、今後とも皆様に私どもの取組をしっかりと御説明させていただいてまいりますので、引き続き皆様からの御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は現在の島根原子力発電所の状況につきまして、副本部長の長谷川

のほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○中国電力株式会社島根原子力本部（長谷川副本部長）

副本部長の長谷川でございます。私のほうから資料2を座って説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。まずは1ページ目、目次がございます。発電所の概要から最後のほうでは現在進めております1号機の廃止措置工事の状況等まで御説明できればと思っています。

3ページ目をめくっていただけますでしょうか。

一部、委員の方、交代もされておられますので、少しこういった概要のところも触れてみたいと思います。これは発電所を海側のほうから見た鳥瞰図でございます。御覧のように3機の原子力発電所が並んで立っております。下のほうを御覧いただきますと、最新の構内人員が記載されておりますけれども、現状ほぼ3,500名の者が働いております。昨年1年間ほぼ3,000名で推移しておりましたけれども、まだまだかなりの工事が残っております。最近では3,500人程度の人員構成で作業を進めているところでございます。

続いて4ページ目を御覧ください。

敷地の中には今申し上げました3機の原子力発電所がございます。特徴的なのは、上から3番目、いずれも沸騰水型、いわゆる福島第一原子力発電所と同じ炉型を採用しているところでございます。1号、2号、3号、それぞれ運転開始、もちろん3号は運開まだしてございませんけれども、かなり間が空いております。また、それに伴いまして、電気出力も46、82、137とその時々標準型を採用してございますけれども、かなりの開きがございます。2号機の82万キロでほぼ島根県1県分の電気を作ると、こんなイメージをお持ちいただければと思います。

一番下を御覧ください。1号機は新しい規制の中、既に運転を停止してございまして廃止措置、いわゆる廃炉工事を進めてございます。2号、3号は今後、全ての国の対

応が終わりまして、初めて運転開始が可能になってまいります。

それでは、新しい規制基準について、5ページ目めくっていただきまして、6ページ目御覧いただけますでしょうか。

今月は福島事故から12年が経過してございまして、最近メディアのほうでもまたその事故の振り返り等、報道がなされてございます。御覧のように、左が福島事故以前の規制体系、右が福島事故以降の規制体系でございます。もちろん、この違いでございすけれども、この絵だけ御覧いただいても大幅に規制強化されていることがお分かりいただけると思います。特に上のほう、少し黄色がかった部分でございますけれども、この辺りが新しい規制の対応でございまして、現実、核燃料が溶けて、しかも放射性物質が環境中に出ってしまうという非常に大きな事故になっておりますので、そういうことも今は規制対象、規制の中で安全を保つ、こういうふうに変わってございます。

7ページ目、この規制を横に展開いたします。

この多重防護という考え方は、従前から原子力の規制の基本でございます。左のほうから、軽微な事案でございすけれども、まずは事故を起こさせない。そして起これば、進展を防ぐとして防災事案でございす。第5層です。仮に大きな事故になって環境中へ放射性物質が放出されると、こういう状況になった場合はいわゆる防災という観点からの対応が整備されてございます。

8ページ目、プラントが運開をするまでの規制の手続をこちらへ示してございます。上のほうから①、②、③というふうに書かれてございます。これが国の規制でございます。①が原子炉設置変更許可、そして②設工認、③が保安規定、この三つ全ての許可、いわゆる合格をしまして初めて新しく運転ができると、こういう制度になっております。

島根2号機の場合、①の原子力設置変更許可、こちらが安全の基本方針を審査する大変時間も掛かりました。7年半審査を受けたわけでございますけれども、おとし

の9月に許可をいただいております。これが許可をいただきますと、安全協定に基づく計画案の報告をこの出雲市の皆さんにも行うというふうになってございます。

現状は②の設工認、詳細には下のほうに書いてございますけれども、工事計画ですね。①で基本方針を示しました設備の詳細の確認を行う行為でございます。これはどちらかという、非常に技術的に行われるものでございまして、ヒアリングと言いまして、規制庁の担当官の聞き取り、これが現在450回経過してございます。そして、節目、節目で審査会合と言いまして、規制委員の御出席の下、審査会議を受ける。これが7回済んでございます。

この②が終わりますと、右のほうに使用前事業者検査というのがございますけれども、ここで当社が計画した安全設備が設計どおり作られているか、あるいは設計どおり動くかどうか、こういった確認をして初めて原子炉が動く。こういう再稼働ということになってまいります。並行して③の保安規定、こちらは運転マニュアルのようなものでございまして、こちらも現在審査を受けているところでございます。

それでは10ページ目を御覧ください。

福島の第一原子力発電所の事故を踏まえまして、新しい規制、そして現在私どもが進めております安全対策、こういったものを1枚のシートに示したものでございます。

まず、あの事故でございまして、非常に大きな地震が最初に起きました。設計どおり原子炉が自動停止しましたけれども、電気が外から受けられなくなりましたので非常用のディーゼル発電機が、これも設計どおり、稼働して原子炉の冷却を続けておりました。しかし1時間後、左を御覧ください。海がございまして、ここから大きな津波がまいります、福島の敷地の中まで入ってきたと。10メートルを超えた大きな津波でございました。そうしますと、運転中の非常用のディーゼル発電機、これ非常に重量、大型の設備でございまして、何機もございまして、いずれも低層階に設置してございます。そこを津波が襲いまして、全ての電源を喪失すると、こういう状況が生じております。

これを踏まえまして、まず、私どもは津波を入れない、津波の海水を敷地に入れない対策を採ってございます。左の端、防波壁というのが分かりますでしょうか。15メートルの高さがございます。想定津波の高さが11.9メートルですから、これに対して十分な防御効果がございます。そして、万が一に備えまして、建屋には防水扉、そういったものも設置しております。

また、電源系の強化でございます。津波のことを考えますと、高台に新たに設置するという必要がございますので、右端のほう、例えば消防自動車の赤い車、お分かりいただけますでしょうか。その下に電源供給機能確保と書いてございます。あるいは移動式の代替熱交換器、こういった本来の設備の代替設備、特に車に搭載することによりまして、多動性、機動性、そして通常時は高台に待機して津波、地震から守ることができる。こういうことも今進めてございます。右の上のほうには竜巻をイメージしたものでございます。今回の規制は非常に自然災害の規制強化を強めてございますので、竜巻も想定した対策、また中ほど上空のほうには航空機が見えますけれども、これはいわゆるテロ行為を意識したものでございます。こういったテロ対策設備も今回の規制では要求をされてございます。

11ページ目、今御説明したとおり、福島の実験を踏まえまして、やはり電源、冷却設備の強化、これが非常に重要になってまいります。そういったものを12ページにも展開をしております。左のほうから巨大地震の発生、津波、事故の進展と、福島の事故になぞらえまして、それぞれの新しい対策設備を設置しているところでございます。

また、13ページ目は緊急時の指揮所でございます。50メートルの高台に当社は二つの緊急時の指揮所を設けてございます。免震構造のものと耐震構造のもの、いずれも使えますけれども、最低150人の要員が1週間無補給で復旧作業が行えるような緊急時の指揮所を設置してございます。これも法令要件でございます。

14ページ目、ここまでたくさんの新しい設備を御説明しましたけれども、いずれ

にしましてもこういったものを扱うのは人間でございます。私どもの社員あるいは協力会社、日々訓練を続けてございます。大規模な訓練に加えて小規模な個別訓練など繰り返し行っているところでございます。

15 ページ目、これは通信設備の強化でございます。多種多様な通信設備、そして関係機関、御覧のように国、自治体、この出雲市さん含めていかなる場合も通信が途切れることのないような対応を進めてございます。

16 ページ目は参考と書いてございますけれども、実は規制要求以外に当社独自に進めている安全施策もございますので御紹介したいと思います。こちらのほうにいろいろ書いてございますけれども、その中でもその他、止水壁強化、揚水井戸設置と書いてございます。これが17 ページ目に具体的に記載してあります。今、福島では処理水、トリチウムを含む処理水の大きな問題になっておりますけれども、当社でも、もし仮にあのような事故が起きれば、場合によっては汚染水の発生も危惧されるわけでございます。しかしながら、当社の場合は、17 ページ目を御覧ください。建設時に建設現場へ排水が漏れ込むことを防ぐために、この赤枠ですけれども、各プラントの周りをいわゆる止水壁で覆ってございます。ですから、原子炉の近くに地下水がもともと接近しづらい構造になってございます。それに加えて、新たに地下水をくみ上げる井戸を設置する。あるいは、万一は原子炉周りをバイパスするようなルートを設置する。こんな設備を付けることによって、汚染水の発生防止にも努めてございます。

それでは、20 ページ目を御覧ください。

現在の審査の状況について御説明をいたします。2号機は原子炉設置変更許可の審査が終わっておりますけれども、その経緯を少し御説明いたします。一つ目の丸、設置変更許可の申請とともに2号機の場合は設工認、あるいは保安規定も同時に申請をしております。それが2013年12月でございます。最初に合格いたしましたのが設置変更許可、それが三つ目の丸でございますけれども、2021年9月15日に認可が下りてございます。そして現在、工事計画認可、最新のヒアリング、審査会合の

数値は先ほど申し上げたとおりでございます。

今、進めておりますのは21ページ目、工事計画認可の手続でございます。

これはどういったものをするかといいますと、上の四角の中の四角の一番上に書いてございます。工事計画認可申請とはと書いてございますが、次の行に原子力規制委員会の定める技術基準を満足していることを確認するというふうに書いてございます。後ほど、具体的に御説明しますけれども、私どもが計画した安全設備の細かな性能、そういったものが本当に発揮できるのか、あるいはそのとおりの設備が作られるのか、こういったものを確認いただきます。これまで、補正書という書類を7回提出してございます。補正書というのは、余り使わない言葉なんですけれども、今、日々ヒアリング、あるいは審査会合を受けてございまして、いろいろ御指摘などもございます。そうしますと、最初にお出しした申請書から随分たくさんの変更箇所が出てまいりますので、そういった変更点を逐次、補正書という形で見直しをして提出する行為でございます。場合によっては、六、七千ページ程度の書類を提出することもございます。

22ページ目、そういう膨大な資料を今、確認をいただいておりますけれども、補正書の内訳でございます。左端に設備、原子炉本体からずっと下のほうに主な設備が書いてございまして、その構成は本文と添付書類になっています。特に大きなものはやはり耐震計算書と強度計算書でございます。これが非常にページ数も増えるわけでございますけれども、言わば今行っている作業を一つ一つ力仕事のように規制庁とやり取りをしながら実際の設備の確認をいただいている。こういった対応を進めているところでございます。

それでは、23ページ目から25ページ目、現在進めております工事をトピックスとしてちょっと御説明をしたいと思います。23ページ目はブローアウトパネル閉止装置の設置でございます。これは左下の原子炉建物の図を見ていただけますでしょうか。ブローアウトパネルということで緑の扉、これは横から見たところですが、実際には四角い扉が原子炉建物の上層部に付いてございます。この目的は、米印が

書いてありますけれども、主蒸気管、これは蒸気が流れる配管ですけれども、こういったものが損傷しますと、高温の蒸気が建物の中に充満します。そうすると、建物を壊す恐れがあります。また、今回福島で事故で被害を大きくしました水素爆発、水素は軽いガスですから上のほうにたまるんですけれども、こういったものがたまった場合、このブローアウトパネルを開けることによって圧力を下げたり、あるいは水素を建物の外へ出したりする、こういった扉がございます。しかし、従来の設備は、一度開けますとそのまま開けばなしになっておりました。今回はこれを一度開けたらまた必要な時期に閉め直すと、こういう設備を追加で設置してございます。なぜ、閉め直すかといいますと、左下を見ていただきますと、事故は原子炉圧力容器の中の燃料から生じます。ここから放射性物質が建物の中に出てくると、非常用ガス処理系という設備がございまして、その放射性物質を除去して中の空気をきれいにする。こういう処理装置がございまして、これは結果、中におります運転員の被爆の低減のために重要な設備になりますけれども、ブローアウトパネルが開いたままですと、外からたくさんのお空気が入ってまいりまして、非常用ガス処理装置の効率が落ちます、運転効率が。ですから、再び閉めて、非常用ガス処理装置の運転効率を上げていこうと、これが再度閉める設備の目的でございます。

続いて24ページ目と25ページ目、24ページ目は防波壁の補強工事、25ページ目はアクセスルートという道路の通路の補強工事をしてございます。ちょっと分かりにくいので、一度3ページ目まで戻っていただけますでしょうか。

3ページ目、鳥瞰図でございましてけれども、防波壁というのはこの図で言いますと下側、つまり海側に面した防波堤でございまして、防波堤よりかなり頑丈なので我々は防波壁と呼んでおりますけれども、この図にも書いてございます。海面から15メートルの高さ、総重量1.5キロの防波壁がございまして、これを今、補強してございます。そして、アクセスルートというのは、今度はこの図の左の緊急時対策所、先ほど御説明しました、これ50メートルの高台にございましてけれども、何か2号機で事故

がありますと、この緊急時対策所から2号機のほうへ私ども必要な要員がアクセス、いわゆる2号機のほうに向かいまして復旧工事を行うわけです。そのときの障害となるのが土石流でございます。緊急時対策所と1号機の左のほうにちょっと四角い事務所棟がありますけれども、その横に茶色の道路が走ってるのをお分かりになりますでしょうか。これ、道路なんですけれども、実はここに裏山が崩れますと、土石流が塞ぐ可能性があるとして、こういう指摘がなされてございます。この対応を今進めております。

24ページ目に戻ってください。まずは防波壁の補強工事の内容ですけれども、先ほど言いました防波壁、既に完成しておりますけれども、審査の後段におきまして大きな津波が発生したときに難破した大型の漁船が万一この防波壁に激突しても、防波壁の機密性が維持できるかと、こういう課題が指摘されました。評価しますと、近海を19トンのいか釣り船が走行することが分かりました。これが津波によって当たりますと、やはり場合によっては防波壁に損傷を及ぼす恐れがございます。そのためにこの新たに漂流物対策工、写真で言いますとピンク色に見えますけれども、これを設置することによって漁船の衝突から防波壁の損傷を防止する工事を今進めております。

続いて25ページ目、土石流の対策工事でございます。結果、通常ですと通れる道を土石流が塞ぎますので、現在、下の赤い部分、つまり地下に人が通れる通路を掘りまして、いかなる場合、土石流が道を塞いだ場合も高台にございます緊急時の指揮所から2号機側へ人が行き来できるように、こういう緊急用のトンネルを今作ってございます。これも非常に岩盤が固いがゆえに、かなり工事難航してございますけれども、現在終盤まで工事が進んでいるところでございます。

それでは26ページ目にまいります。保安規定の変更許可申請でございます。保安規定は先ほど運転マニュアルだと申しましたけれども、この一つ目の四角、原子力発電所の運転管理など保安のために必要な措置を規定するものであるということでございます。先般から補正を出しまして、審査を今受けておりまして、これは運転のマニ

ュアル以外にも私どものいわゆる運転の要でございます安全文化に対する考え方、こういうものも審査をいただいているところでございます。

続いて27ページ目、使用前事業者検査でございます。先ほど、少し御説明しましたけれども、工認の認可が下りますと、使用前事業者検査に移ってまいります。これは最終的には私ども事業者が検査をして、最後には規制委員会にも確認をいただくものでございます。検査の一例ということで四角の下のほうに書いてございます、まずは構造・強度及び漏えいに係る検査、材料や寸法等が設計どおりのものであるか。機能及び性能に係る検査、例えば設置したポンプの流量等が実際に発揮できるかどうか、こういった確認を行うものでございます。

28ページ目から30ページ目は、先ほど申し上げましたけれども、工認の審査の中、現在7回の補正書を出したと、こういう時系列が記載されてございます。

32ページ目、3号機の状況について御説明をいたします。3号機は2号機に遅れること2018年8月に同じく設置変更許可を提出してございます。

まずは、33ページ目、2号機で決まりました基準地震動、あるいは34ページ目でございます、先ほど来申しておりますけれども11.9メートルの津波の高さ、あるいは三瓶山を想定した56センチの火山灰の対応、竜巻、92m/sという非常に大きな竜巻を想定します。これらは実は2号機の審査が非常に長期に及んだ原因の一つでございますけれども、3号機と2号機は同じ敷地の中でございますので、まずは2号機で決定したこういった自然現象の基準値、これを補正したところでございます。その後は現在、当社は2号機の審査のほうに人的資源を投入してございますので、なかなか3号機のほうまで十分なマンパワーを充てるということがないません。そこで今進めておりますのは、36ページ目御覧ください。2022年9月29日、2回目開催と書いてございます。ここの右を読んでいただきますと2行目にチャンネルボックスの厚さを変更することとしていますと書いてございます。チャンネルボックスというのは、燃料を囲う四角い筒でございます。燃料を支えたりする設備なんですけ

れども、耐震性を上げるために3号機では少しこの肉厚を厚くすることにしてございます。そうすると、原子炉の挙動解析用のプログラムが従来のもものでは使えなくなりますので、この肉厚変更後のプログラムの審査を今受けているところでございます。このメンバーは2号の審査と少し部署が違いますので、現在こういったところに傾注しながら3号機も並行して審査を進めてございます。

続いて、37ページ目以降が1号機の状況でございます。廃止措置工程は40ページ目を御覧ください。4段階、30年に分けて解体を進めてございます。現状まだ使用済みの燃料722体が、安全に冷却貯蔵をされてございますけれども、今後しかるべき時期が来ますと、再処理工場のほうへ搬出しまして、その後、原子炉周りの解体ということになっていこうかと思えます。現在は、1期工事目でございますけれども、42ページ目でございますように、放射性物質を全く含んでいない設備の解体工事をしてございます。

ちなみに、皆さん御関心の高い放射性廃棄物を少し御説明します。47ページ目御覧いただきますと、原子力発電所を解体いたしますと、基本的には高レベルの放射性廃棄物、これは使用済燃料の解体に発生しますので、発電所からは発生いたしません。全て低レベルの放射性廃棄物。とは言いましても、レベルに応じてL1からL3までございます。しかしながら、実は49ページ目を御覧ください。実際に放射性物質を含む放射性廃棄物というのは、ごく僅かでございますして、全体の4パーセントにすぎません。それ以外はいわゆるクリアランス、中間的なもの、全く放射性物質を含んでいないもの、これらは法令上は一般産業廃棄物として処分が可能なものでございます。本当の放射性廃棄物、L1、L2、L3につきましては今後適切に処分をいたしまして、これから定まってまいります処分場のほうで処分をしていくと、こういう計画を進めているところでございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。

○会長（飯塚市長）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから何かございましたら、挙手で発言をお願いします。

○委員（川光委員）

出雲市の男女共同参画ネットワーク会議の川光と申します。ちょっと定かじゃないんですけど、国は原子炉の使用期間っていうんですか、許容期間を延長しましたですよ。それは思うんですね、結構多量の放射性物質を浴びてる原子炉が非常に劣化してるにもかかわらず、なぜ延長したか分からないというところがありましたし、島根県については古いものも延長する対象なのか、新しいものだけを今までよりも期間を延ばすのか、ちょっとそこを教えてください。

○中国電力株式会社島根原子力本部（北野本部長）

御質問の趣旨は、現在国のほうでグリーントランスフォーメーション、いわゆるGX会議というのが行われて、その中で原子力の最大限の活用ということでの議論があったと。それと並行して、原子力規制委員会のほうで高経年化のものに対する規制の検討を開始したと、この二つのことを指して御質問をなさってるというふうに理解いたします。

まず、国のほうのグリーントランスフォーメーションの会議において、とりあえず閣議決定までいって、まだ最終的には決まっておりませんが、これは従前の40年の運転期間の後、20年1回をもって延長できるというところを停止期間を除くという別項目を出してできないかということをご提案されているものでございまして、その考え方についてはまだ議論中というふうになっております。一方、規制委員会のほうは運転期間そのものについて規制委員会の所掌ではないけれども、規制委員会としては30年、10年ごとにしっかりと確認して規制に適合できないものをその場で廃止をお願いするというそういった形になっております。

私どもの認識としては、いずれにしても60年という当初の考え方が大きく変わったものではなくて、ただ単純に止まっている状態で劣化が進まない事案も考慮した上

で、ただし、そうは言っても設計が古くなりますので、あるいは部品の調達が難しくなる可能性がある。そういった諸問題をこれから規制委員会のほうで検討されているということで、規制については緩まるというよりは更に厳しくなる方向だと認識しております。例えて言いますと、実は島根2号機、現在30年を超えて34歳になっておりますが、30年の高経年化対策、今審査中でございます、この審査が終わって終わりかといいますと、実は新しいこの高経年化、今検討されているもの、それが即座に適用されて新しい計画書も出さなければならないということでございます、そういう安全に対する監視は更に強化されてくると考えておりますが、私どもは当然、高経年化対策、安全が第一でございますので、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

○委員（川光委員）

ありがとうございました。

○会長（飯塚市長）

ほかの委員の皆さん、ございますか。

○委員（有田委員）

有田といいますけれども、先ほど運転期間が延長になるということで発言されましたけど、私もそのことは規制委員会が開かれたときに実際に採決するとき一人の方が反対をされたっていうところで、やっぱりこの改正は安全を強化するのではないというふうにその人は判断されたんですよね。だから、やっぱり安全な方向に向かって規制を強めていくっていう考え方がやっぱり強化されないと、いくらでも使っていいだということを残してはいけないなっていうことをちょっと思っておりましたので、ちょっと発言させていただいて、もう一点は、⑩のところに安全対策全体像というのがあるんですけれども、これは本当に率直な思いなんですけれども、今ああやってウクライナは今、戦闘状況に入っております。そして、この日本でも近隣国からミサイルが本当にたくさん打ち込まれています。この絵ではテロ行為ということで一般の飛

行機の絵が書いてありますけれども、ミサイルについてはどうなのかと、これが一番深刻ではないかと私はちょっと思っていますので、率直な御意見をお聞かせください。お願いします。

○中国電力株式会社島根原子力本部（北野本部長）

御質問ありがとうございます。まず、高経年化については、規制委員会で5人の委員の方で、最終的には一人が反対して採決になったという事案も十分に承知しております。規制については、これから規制委員会の中でしっかりと検討されていく認識ですので、私どもはしっかりと注目しながら、先ほど言ったとおり、既に追加の要求事項は出ておりますので、そういった意味では規制は着々と強化されてるというふうに私どもは認識しております。

次に、安全対策の中でウクライナの武力行使の件、これにつきまして、大変御心配だという御指摘であるとうございます。もちろん、ロシアのウクライナ侵攻においてミサイルですとか、あるいは北朝鮮のほうからもミサイルが飛んでくるという事態において、武力行使についてどうなっているかということで当然、原子力規制法で武力行使まではありませんけれども、まずもって航空機衝突等を含めたいろいろな対策の中で相当数、耐力がついているのもまた事実でございますし、あるいは大規模損壊という発電所事態が相当数破壊された状態、正に今ウクライナが受けているような状態の中で、その中での手順も実際、今回の新しい規制の中で審査をされております。そういった意味で、私どもの耐力は相当数ついておりますが、当然武力行使には対応する限度があります。このために現在、従前ですと警察、海上保安庁と中国電力のそういった形での議論をしておりましたが、この中に陸上自衛隊であったり、あるいは内閣府のほうであったり、そういったことでよりこの武力行使も含めた対応について協議する会議体が昨年の12月に発足され、この島根県原子力発電所においても地域対応ということで、中部方面総監部も含めたそういった会議が設定されて、今後のそういった武力行使については国も含めてしっかりと検討されていくというふうになっており

ますので、私ども当然、武力行使で直接的に何ができるかということは難しいところではありますが、実際に自衛隊との連携を取りながら準備のほうは進めていきたいというふうに考えております。具体的な内容については、テロ行為を含めてここで申し上げることができませんけれども、できることはしっかりと対応してまいるといふことにはしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○会長（飯塚市長）

ほか、いかがですか。

ありがとうございました。

それでは、次第3の（3）ということで、出雲市の原子力防災の取組につきまして、事務局であります防災安全課のほうから説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○防災安全課（角室長）

失礼いたします。出雲市防災安全課原子力防災室の角でございます。私のほうから出雲市の原子力防災の取組について報告をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料3番を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、1ページに今年度の原子力防災に関する主な取組について時系列で記載をしております。個別の取組内容につきましては、2ページ以降で御説明をさせていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。

個別の取組内容についてでございます。前回の会議で報告した内容も含まれておりますけれども、初めて参加される委員もいらっしゃることから改めて触れさせていただきたいと思っております。

まず、1番の出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定、そして2番目の原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改定についてでございます。

出雲市は島根原発から半径30キロ圏の範囲に含まれておりますので、原子力災害に備え、防災計画等を策定して原子力防災対策に取り組むこととされております。これらの計画は策定以降、適宜見直しを行ってきておりますけれども、令和4年度におきましても、記載のとおり改定を行っております。

3ページを御覧ください。

3番、島根原子力発電所管理事務所における火災に関する現地確認についてでございます。令和3年5月に発生しましたバッテリー火災につきまして、中国電力から調査報告書が公表されたことを受けまして、原因調査の結果と再発防止対策を確認するために中国電力と締結しております安全協定に基づきまして、現地確認を実施しております。

続いて、4番の出雲市原子力発電所環境安全対策協議会でございます。第13回会議につきましては、前回会議についてでございます。そして、14回の会議については本日の会議について記載をしております。

5番目、島根原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る対応についてでございます。昨年7月に中国電力が開催しました島根原子力発電所の審査状況説明会に出席をしまして、島根原発2号機に関する原子力規制委員会の審査会合、ヒアリングへの対応状況等について確認をいたしました。

続いて、4ページを御覧ください。

6番の島根県原子力防災訓練についてでございます。原子力防災訓練は毎年度、島根、鳥取両県と関係市、関係機関において合同訓練を実施しております。今年度は昨年11月7日と12日の両日実施をいたしました。

まず、11月7日の初動対応等訓練では島根県東部で地震が発生し、島根原発でトラブルが発生したとの想定の下、中国電力や国、県からの情報連絡を受けての対応手順の確認、各地区災害対策本部や学校など、関係機関への情報伝達の訓練を行ったほか、災害対策本部会議の開催やテレビ会議システムを使用した関係機関との情報共有

訓練を行いました。

11月12日の避難措置等訓練では、市内に一時移転指示、避難指示でございます。避難指示が出たとの想定で平田地域と斐川地域併せて10地区の住民の方に参加をいただきまして、住民避難訓練を実施いたしました。当日は午前8時30分に緊急速報メール、防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、SNS、市の広報車や消防団の車両等により避難広報を行い、これを起点として訓練を開始いたしました。訓練では、各地区の一時集結所、バス避難の集合場所でございますが、ここから避難所に至るまでの市内避難の流れを確認いたしました。避難所としました神西小学校では、避難者の受入れ地区4地区の方にも御参加をいただきまして、市の避難所運営班の職員と共に避難所の開設準備を行うとともに、避難者による避難所の自主運営を想定した避難所運営委員会を模擬開催いたしました。3年ぶりに住民参加の下、訓練を行い、原子力災害時の避難行動に関する住民理解が深まるとともに、市の職員の対応力向上につながったと考えております。一方で、訓練に参加した住民の方から、避難計画への住民理解の不足を指摘する御意見や、災害時に訓練どおりにできるのか不安視する御意見もいただきました。こうした声に応じて、今後も効果的な訓練内容を検討しながら継続的に取り組んでまいります。

次に7番目、島根原子力発電所に関する周辺3市共同学習会についてでございます。本市と安来市及び雲南市の防災担当の職員が昨年11月に開催されました県主催の学習会に参加をし、島根原発の運転保守管理に関する教育訓練の状況を確認いたしました。

5ページを御覧ください。

8番の出雲市原子力学習会についてでございます。昨年12月10日出雲市民会館において102名の方に御参加いただきまして、放射線の基礎知識と人体への影響についての講演をお聞きいただきました。

9番、原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、本年1月28

日に市役所くにびき大ホールにおきまして、新規、更新合わせて207名分の事前配布を行いました。当日は新たに安定ヨウ素剤を受け取られる方を対象に市からは広域避難計画について、県からは安定ヨウ素剤の効果や取扱い方法について説明を行っております。

10番の第78回島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会につきましては、県が設置している協議会でございます。県議会議員や関係自治体、民間団体選出の委員等で構成をされております。本年2月2日にホテル一畑で開催されまして、記載のとおり、本日説明のありましたような原子力発電所の取組状況や、島根県からの報告事項に対して意見が交わされました。

次に、6ページを御覧ください。

11番の原子力災害時における広域避難に関する担当者説明会についてでございます。毎年度、避難元でございます島根県側と避難先であります広島県側の自治体担当者による広域避難受入れに関する意見交換会を開催しております。今年度は2月8日に開催をいたしまして、島根県側から原子力防災行政の概要、原子力防災訓練の実施結果について、中国電力から島根原発の安全対策について説明を行い、意見交換を行いました。

12番、島根県原子力災害医療関係機関連絡会議についてでございます。この会議は、原子力災害時に円滑に医療、救護活動等が展開できるよう関係機関の連携体制を構築するために開催をしております。医療機関、行政、電力事業者で構成をされております。本年度は、先週14日に開催をいたしまして、記載の内容で情報共有、意見交換を行っております。

次に、13番の原子力災害に備えた地区別広域避難計画パンフレットの配布についてでございます。避難計画について市民の皆様幅広く周知するため、今年度、県と共に地区別のパンフレットを作成し、今月上旬から市内全戸を対象に配布をいたしまして、現在ほぼ配布を終えたところがございます。島根原発からおおむね半径30キロ

の範囲、いわゆるUPZに含まれる地区につきましては、避難経路や避難先等のほか、原子力災害の概要や留意点を記載したA4版8ページ、蛇腹形式のパンフレットを配布しております。また、避難者を受け入れていただく30キロ圏外の地区につきましては、原子力災害の概要や留意点などについて記載したパンフレットA4版4ページの冊子を配布しております。本日は委員の皆様のお手元に市内避難の地区向け、そして県外避難の地区向け、30キロ圏外UPZ外の地区向けの3種類の見本をお配りしておりますので、御確認をいただければと思います。

それでは、7ページを御覧ください。

14番、島根原子力発電所2号機に係る原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金についてでございます。1番の交付金の概要に記載をしておりますとおり、この交付金は原子力発電施設等の再稼働によって、住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を考慮して国から県に交付をされるものでございます。国は島根、鳥取両県からの原子力防災対策に係る財政支援の要請に応じて、島根県に10億円、鳥取県に5億円を上限として交付することとしております。島根県はこの10億円のうち5億円を松江市、出雲市、安来市及び雲南市へ配分する意向を示し、出雲市は1億円の配分を受けることになりました。本市では県の意向も踏まえまして、原子力災害時の円滑な避難と、また平時の市民生活の利便性向上につながる事業に交付金を活用することといたしました。具体的には、市民生活に密着した生活道路の拡幅など、市道の改良整備と支障木伐採に充当をすることとしまして、それぞれ通常の事業費に交付金を上乗せして事業実施をすることで島根原発から半径30キロの範囲、いわゆるUPZに含まれる地域を中心として道路改良、環境整備を加速する考えでございます。なお、事業実施に当たっては、国に事業計画を提出して認可を受ける必要があることから、事業認可は令和5年度に予定をしております。認可後の令和6年度、7年度での事業実施を予定しているところでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

15番以降は、島根原発2号機関連の取組について記載をしております。いずれも前回の会議で報告した内容になりますが、改めて触れさせていただきます。本市は昨年3月下旬に島根原発2号機の再稼働に対する意見を取りまとめ、県と中国電力に書面で提出をしております。15番に記載をしておりますとおり、昨年4月には知事、出雲市、安来市、雲南市の3市長で構成する知事3市長会議の場で知事に直接、本市の意見を伝えております。

また、17番に記載しておりますとおり、中国電力からは本市の意見に対する回答を受けております。知事は周辺3市を含む関係自治体等の意見を踏まえ、島根原発2号機の再稼働に関する考えを表明され、6月の知事3市長会議の場で説明を受けております。

また、18番のとおり、知事の判断表明を受けて、改めて意見提出を行いました。これら一連の経過につきましては、前回の本協議会で報告をさせていただきました。

ここまでが令和4年度の主な取組内容でございます。

それでは、9ページを御覧ください。

来年度の取組予定について御説明をさせていただきます。

まず、1番の地域防災計画（原子力災害対策編）と出雲市広域避難計画の改定につきましては、県の計画改定等を踏まえまして必要な改定を行ってまいります。

2番の原子力発電所環境安全対策協議会、本協議会でございますが、これと3番の原子力安全顧問会議、これにつきましては、原子力発電所の状況や本市の原子力防災の取組などを議題として適宜開催をしてまいります。

4番の原子力防災訓練につきましては、県や関係自治体と協議の上、詳細を決定していきますけれども、本年度は市内避難の訓練を行いましたので、来年度につきましては県外避難の訓練を検討したいというふうに考えております。

5番の出雲市の原子力学習会につきましては、今年度の参加者アンケートの結果等も参考にさせていただきながら内容を決定しまして、10月から12月頃にかけての

間で実施をしたいと考えております。

6番の原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、実施時期も含め今後、県と調整をまいります。

7番の広域避難計画パンフレットを活用した防災出前講座につきましては、これまでも各地区に出掛けまして出前講座をさせていただいておりますが、引き続き原子力災害時の避難行動などへの理解を深めていただくために、地区等からの依頼に応じて随時開催をまいります。

8番の避難行動要支援者に係る避難計画（避難プラン）の策定につきましては、各地区災害対策本部や福祉専門職の方と連携しまして策定を進めてまいります。

9番、県外の避難先自治体への訪問についてでございます。地区別広域避難計画パンフレットができましたので、これに併せまして広島県内の避難先自治体を訪問しまして、避難計画に関する情報共有と運用手順の確認を行いたいと考えております。訪問時期等につきましては、今後、避難先自治体と調整をまいります。

最後、10ページでございます。

10番の島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等に係る対応についてでございます。2号機等の新規制基準適合性審査の状況、1号機の廃止措置の状況のほか、これまで中国電力に対する要請事項を行ってまいりましたが、これらへの対応状況について引き続き注視をまいります。

最後に、11番の国・県への原子力防災対策の拡充等に関する要望活動の実施についてでございます。県知事要望や県の市長会要望を通じまして、周辺自治体の意見を十分に反映できる仕組みの構築を求めるとともに、原子力防災対策に関する支援の拡充等を要望をまいります。

令和5年度はこのような内容で取り組む予定としております。

私からの説明は以上でございます。

○会長（飯塚市長）

説明があったところでありますけど、委員の皆さん何かございましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

よろしいですかね。

訓練の予定もさせていただいておりますので、冒頭申し上げましたように、訓練の実効性が更に高まるような取組をやってまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。あと、パンフレットのほうをお手元にぜひお持ちいただいていつも確認をしていただけるようなことをそれぞれの皆様方、お願いしたいというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、予定をしていました議事は以上のおりでございます。

それでは、その他のほう、ある方は挙手にてお願いいたします。

○委員（景山委員）

失礼します。新日本婦人の会の景山と申します。一般的な御意見を申し上げることだと御了承ください。

先ほど、他の委員のほうからも御指摘がありましたけども、原発の60年を越えての運転を稼働するということが閣議決定をされまして、東日本大震災原発事故を経て、議論されて原発は40年で廃炉にするんだっていうふうに決定したというふうに国民は認識していたと思いますので、この大転換ってなかなか納得できるものではないなと考えております。

それから、去年の今頃、原発がある周辺自治体では島根原発再稼働の是非を問う住民投票条例の制定を認める署名活動が行われまして、十分な署名数も集まったんですけども、どの自治体も住民投票を実施されておりません。したがって、この再稼働への県民の合意は審理されていない状況のままであると皆、感じております。

また、今日、市のほうから御説明いただきました避難計画も課題が山積しているなというふうに感じました。原発を経済面から研究している識者は、このような政府の決定の原発活用の方針が先ほども中電さんのほうからGXについてもお話、ちょっと

触れられましたけれども、この方針は原発を延命をさせてエネルギーの選択肢を狭めるものだというようなことで疑問を投げかけていらっしゃいます。そして、再生可能エネルギーこそ成長産業であるということを主張をされております。中国電力でも一企業として原発に頼らない再生エネルギーへの転換への道をどうか追求していただきたいということを切実に思います。

以上です。

○会長（飯塚市長）

ありがとうございました。幾らかあったと思いますが、御意見いただいて、先ほどの避難計画であったりとか、また40年のことにつきましては答弁もあったというふうに思いますので、それぞれに議論させていただいて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（川光委員）

すいません、お願いなんですけど、この資料なんですけども、以前はこの会議の前に送っていただいたと思うんですけど、この前と今回送ってもらってなくて、当日に置かれてもいろいろ難しい言葉も出ますし、できましたら目を通して会議に臨みたいと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

○会長（飯塚市長）

貴重な御意見ありがとうございます。そのように努めてまいりたいと思います。

ほか、ございませんか。

それでは、予定していた時間になりましたので、それぞれに先ほど活発な御意見等をいただきましてありがとうございました。引き続き、この島根原子力発電所の状況をしっかりと注視していきながら、本日いただいた御意見を市民の安全安心の確保のために当たってまいりたいというふうに思っております。御挨拶の中で、中国電力様の原発は地域の信頼があってこそというような言葉もあったところでございますので、どうかしっかりと取り組みたいとこの協議会を通じてもお願いしたいというふうに思

います。

それでは、皆様方の御理解と御協力を今後ともいただきますようお願い申し上げます。私、議長を終えさせていただきますので、あとは事務局お願いします。

○事務局（安食部長）

皆様、長時間にわたってありがとうございました。

以上をもちまして、第14回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。